

福生市乳児等通園支援事業設置認可等事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設置に係る認可及び事業の休止又は廃止の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により新たに乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、申請前に市長と協議しなければならない。

(認可の審査)

第3条 市長は、法、関係法令、福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第26号）及び福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和7年規則第43号）に定めるもののほか、市長が別に定める基準に基づき乳児等通園支援事業の認可について審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査するときは、実地調査を行うものとする。

(認可の決定)

第4条 市長は、第2条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認可することを決定したときは乳児等通園支援事業認可決定通知書（別記様式第2号）により申請した者に通知するものとする。

(認可内容の変更の届出)

第5条 前条の規定により認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）が認可の申請の際に届け出た内容について変更があるときは、市長が指定する

日までに、乳児等通園支援事業認可事項変更届（別記様式第3号）により届け出なければならない。

（休止又は廃止の申請等）

第6条 認可事業者が、法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を休止し（原則として、1年を超えない休止をいう。）、又は廃止しようとするときは、理由を記した書面を添えて、あらかじめ乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書（別記様式第4号）を市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請する認可事業者は、乳児等通園支援事業の公共性から、申請前に相当期間の余裕をもって、市と協議しなければならない。

（休止又は廃止の承認）

第7条 市長は、前条第1項の規定により休止又は廃止の申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書（別記様式第5号）により申請した者に通知するものとする。

（立入調査）

第8条 認可事業者は、市長が当該施設に対し、定期的に行う一般立入調査及び必要があると認めるときに行う特別立入調査（以下「立入調査」という。）に協力しなければならない。

2 立入調査は、調査の期日その他必要な事項を認可事業者に事前に通知し行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

（認可の取消し）

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、認可を取り消すことができる。

（1） 乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。）の内容や設備等に重大な過失があったとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認可を受けたとき。
- (3) 認可の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 変更の届出を行わなかったとき又は虚偽の変更届出を行ったとき。
- (5) 正当な理由がなく立入調査を拒んだとき。
- (6) 資金事情の悪化等により事業の実施が困難であると認められるとき。
- (7) 法第34条の17第3項に規定する改善勧告を受けたにもかかわらず、改善が図られないとき又は改善勧告に従わないとき。
- (8) その他取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認可を取り消すときは、乳児等通園支援認可取消決定通知書（別記様式第6号）により認可事業者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。